

社会福祉法人清仁会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人清仁会(以下「当法人」という。)定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表 1 に定める額
- (2)通勤手当については、社会福祉法人清仁会職員給与規程第 20 条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表 2 に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人清仁会旅費規程に定める旅費

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

報酬については、毎月 25 日支給する。ただし、その日が休日・祝祭日にあた

るときは、その前日の平日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から法人指定の休日日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り捨てる端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円
常任理事・業務執行理事	月額 200,000円
理事	月額 150,000円

別表 2(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設のための出勤	20,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設のための出勤	20,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設のための出勤	20,000円